

市民芸術文化活動助成事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は市民芸術文化活動助成事業の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 市民芸術文化活動助成事業は、地域に根ざした市民の自主的な芸術文化活動に対して、公益財団法人長岡市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が支援するものである。

(対象ジャンル)

第2条 事業の対象となるジャンルは、次のとおりとする。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、映画、美術、文学
- (2) その他理事長が適当と認めるもの

(助成の対象とする事業及び対象とならない事業)

第3条 助成の対象とする事業及び対象とならない事業は次のとおりとする。

(1) 対象とする事業

- ア 文化団体等が自ら行う日頃の文化活動の成果を広く市民に発表する事業
(成果発表事業)
- イ 芸術家や芸術実演団体を招いて鑑賞する事業または優れた芸術作品を鑑賞する事業で、広く市民の文化に対する関心を高める事業
(芸術鑑賞事業)
- ウ 同じ目的を持つ文化団体等が一堂に会し、研鑽を積むための事業
(文化フェスティバル事業)
ただし、お互いの活動を発展させるため、必ず情報交換の場を設けることとし、その成果を実績報告書と共に提出することを条件とする。

(2) 対象とならない事業

- ア 特定の政党や宗教に関する事業
- イ 嘗利を目的とした商業的色彩の濃い事業
- ウ 企業名等を事業名に付した（いわゆる「名称冠公演」）事業
- エ 学校行事や音楽教室等の発表会に類する事業
- オ 特定の団体による特定の会員のみを対象とした事業
- カ 芸術文化活動以外を主な目的とした事業
- キ 長岡市から補助金、負担金等を受けている事業
- ク 募金等を主な目的とする事業
- ケ 公序良俗に反する内容を含む事業

(交付決定の審査基準)

第4条 助成対象事業の決定における審査の評価項目は以下のとおりとする。

地域貢献性	地域の人材（実演家・鑑賞者）の育成や、芸術文化の体験の機会及び理解を深める交流の場を提供することが期待できる取り組みであるか。（地域にもたらす効果や価値の程度を指す。）
創造性	団体が自主的に企画し、独創的な特徴や工夫している点が顕著な取り組みであるか。（プロ芸術家等への依存度が高い事業は、主催団体の主体性が低いと判断される場合があります。）
新規性	既存の活動の継続に留まらず、新たな視点や内容のブラッシュアップを取り入れる等、新規性が認められるか。
発展性	本助成を契機として、助成対象事業終了後において、その活動が発展・持続していく見込みがあるか。
実現性	運営体制が適切に整備されており、予算計画が妥当で、広報計画が十分に構築されているなど、事業計画に無理がないか。

（助成対象団体）

第5条 助成金の交付申請を行うことができる団体は次のとおりとする。

- (1) 長岡市民または長岡市に在住、在勤、在学する個人を半数以上構成員に含む団体で、主な活動の場が長岡市内であるもの
- (2) (1) の規定にかかわらず、次の団体は対象としない。
 - ア 営利を目的とする団体
 - イ 特定の教室等、それらに関係している団体
 - ウ 中学校、高等学校の部活動に類する団体
 - エ 構成員の大半が、その団体の活動分野を主な職業としている団体
 - オ 暴力団、暴力団員等に関与している団体（構成員個人を含む）
 - カ 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体

（助成対象経費、助成金の額）

第6条 助成金の対象となる経費及び助成金の額は次のとおりとする。

- (1) 助成対象経費

別表に定める経費または理事長が特に必要と認める経費（ただし、文化フェスティバル事業において、情報交換にかかる経費は対象外とする。）

また、助成対象事業に採択され、会場が市立劇場・リリックホールの場合は、本番当日の会場使用料を免除する。
- (2) 助成金の額

10万円までは助成対象経費の全額、10万円を超える部分は助成対象経費の2分の1の額とし、1事業の上限は50万円とする。ただし、助成対象経費が200万円以上の大型事業の場合は、100万円を上限とする。（1,000円未満の額は切り捨て）

※助成金を含む収入額（団体負担金を除く。）が助成対象経費を超える場合（助成額と収入額を合わせると黒字になる場合）は、その額を減額する。

※事業企画審査委員会の決定により、別に定める場合がある。

(助成の制限)

第7条 助成回数は、1団体につき年度内1回とし、制限は以下のとおりとする。

- (1) 助成金の運営費化を防ぐとともに、公平な助成金の交付を図るため、1団体につき3回交付を受けるごとに、その翌年度から起算して3年間は、助成金の交付を受けることができないものとする。
- (2) 団体や事業の名称変更などが行われた場合は、同制限を引き継ぐものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、助成交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、各年度、次に指定する期間（以下「助成申請期間」という。）に理事長に提出するものとする。

全期 1月5日から1月末日まで

（助成を希望する事業の実施が4月1日から翌年3月31日までの間の事業）

下期 7月1日から7月末日まで

（助成を希望する事業の実施が10月1日から翌年3月31日までの間の事業）

※全期において、予算に達した場合、下期の募集は行わない。

(助成金の交付決定)

第9条 理事長は、助成申請期間終了後すみやかに必要書類を調整し、事業企画審査委員会に諮るものとする。

- 2 事業企画審査委員会は、別に定める基準に基づきその内容を審査のうえ、助成対象事業及び助成金額を決定し理事長に答申するものとする。
- 3 理事長は、事業企画審査委員会の答申を受け、予算の範囲内において助成対象事業及び助成金額を決定し、申請書提出期限後30日以内に助成申請者に通知（別記様式第2号）するものとする。

(事業の変更、中止)

第10条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）を変更または中止するときは、すみやかに変更または中止届（別記様式第3号）に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。ただし、変更が軽微なものについてはこれを省略することができる。

(助成事業の実績報告)

第11条 助成事業が完了したときは、助成事業者は助成事業実績報告書兼助成金請求書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、事業完了の日から60日以内に理事長に提出するものとする。ただし、3月に実施する事業については、事業終了後30日以内に提出するもの

とする。

- 2 助成事業者は理事長が設定する報告会に出席し、事業企画審査委員会に事業の報告を行うものとする。
- 3 助成事業者は事業の視察を行うため、理事長に対し公演等の招待券を提供するものとする。

(助成金の確定、交付)

第 12 条 理事長は、助成事業実績報告書兼助成金請求書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付決定額を上限として助成金額を確定し、助成金を交付するものとする。

(助成金の事前交付)

第 13 条 会場使用料、指導者への謝礼等、事業実施前に経費が必要となる助成事業については、助成事業者の申請に基づき助成金を事前交付することができる。

なお、助成金額を確定したのち、既にその額を超える助成金が交付されている場合は、その返還を行うものとする。

- 2 助成事業者が助成金の事前交付を受けようとするときは、助成金事前交付申請書（別記様式第 5 号）に必要書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、申請書の内容を審査し適当と認めた場合は、助成金事前交付決定通知（別記様式第 6 号）をするものとする。

(助成事業の調査)

第 14 条 理事長は、助成事業について必要に応じて調査をすることができる。

(助成金交付決定の取消し等)

第 15 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を助成事業の実施以外に使用したとき
- (2) 事業の実施にあたって不正な行為があると認められたとき
- (3) 事業の実施につき理事長が指示した事項に従わないとき

(助成の表示)

第 16 条 助成事業者は、事業の実施に際し印刷物等に「(公財) 長岡市芸術文化振興財団助成事業」の表示を行うものとする。

附則

- 1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

2 この要綱は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日以降に実施する事業から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日以降に実施する事業から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日以降に実施する事業から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日以降に実施する事業から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日以降に実施する事業から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日以降に実施する事業から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日以降に実施する事業から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日以降に実施する事業から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日以降に実施する事業から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 7 条の規定は、前年度までのものを引き継ぐものとする。